

## 扶桑町食料品等物価高対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、扶桑町食料品等物価高対策支援事業実施要綱（令和8年扶桑町要綱第25号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 要綱第5条第1号に掲げる交付対象者は、令和8年1月1日（次条において「基準日」という。）をもって確定する。ただし、次に掲げる者は交付対象者とししないものとする。

- (1) 基準日以前の転出、死亡等により、令和8年1月2日以降に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除された者
- (2) 転入又は出生が基準日以前であるが、届出日が令和8年1月15日以降である者
- (3) 第1号に該当しない者のうち、要綱第6条の規定によるカードの郵送時又は要綱第10条第1項の規定によるカードの再発送時において、住居基本台帳法第8条の規定により職権で住民票を消除されているもの
- (4) 要綱第6条の規定による郵送の結果、所在不明、転居先不明等の理由により、再発送が適当でないと扶桑町長（以下「町長」という。）が認める者

(交付対象者として町長が特に必要と認める者)

第3条 要綱第5条第2号に規定するその他町長が特に必要と認める者とは、基準日において扶桑町に生活の拠点がある者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者で、入所の理由が当該入所者の属する世帯の者からの暴力によるものであるものを含む。）で、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの

ア 当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による接近禁止命

令等又は第10条の2の規定による退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書及び女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 前号の者に類する者で、官公署等の支援又は相談を受けているもの（当該支援等を受けていることについて、官公署等が発行する証明書、確認書等により確認できる者に限る。）

(3) 前各号に掲げる者の同伴者

（代理による受領が認められる者）

第4条 要綱第8条第1項第2号の町長が特に認めるものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 交付対象者が寝たきりの者又は認知症の者等の場合 親類の者、民生委員その他平素から交付対象者本人の身の周りの世話をしている者

(2) 交付対象者が老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設等に入所している場合 当該施設の職員。この場合において、当該職員に口頭で質問し、当該代理が当該施設に入所している者の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 交付対象者が里親制度を利用している里子の場合 里親。この場合において、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求める等により、当該代理が当該里子の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 要綱第8条第1項第3号の別に定める基準に該当するものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 留置施設又は刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の場合 弁護士。この場合において、本人と代理人との関係を証する書類の提

示を求める等により、当該代理が未決拘禁者の意思に基づくものであることを確認するものとする。

(2) その他前号に類する者

(申出期間)

第5条 要綱第9条第1項に規定する申出期間は、施行日から同年6月10日までとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。